

山形県地域公共交通利便増進実施計画（長井市版）の変更について

1 山形県地域公共交通利便増進実施計画について

- 令和3年3月に策定した「山形県地域公共交通計画」に基づき、確実な事業の実施と事業実施による地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保を図るため、長井市役所・長井駅の完成にあわせ、地域間交通・地域内交通の路線の具体的な再編内容等に関して示す「山形県地域公共交通利便増進実施計画（長井版）」（以下「県利便増進計画」という。）をR3.8月に策定（国土交通大臣の認定はR3.9月）。
- 本計画は、山形県と県内35市町村の総合的な交通計画である「山形県地域公共交通計画」の長井市内の実実施計画という位置づけ。
- 計画期間は2021年度～2025年度までの5年間とし、長井市内を走行する山交バス（株）路線及び長井市営バス路線が実施対象。

2 長井市営バスのR5.10月付け路線再編について

- 県利便増進計画に基づき、R3.10月以降、路線再編後の市営バス各系統の運行を継続してきたが、運行上見えてきた課題や地域住民をはじめとする利用者の意見、コロナ禍の影響によるバス利用環境の変化により、当初の計画期間満了前ではあるものの、現状に即したより利便性の高い市営バス路線の検討が必要となった。
- R5.10月から運行する市営バス系統については、新たに再編した市営バス系統で運行することとして、長井市交通会議での合意を得たところであり、令和6年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金においては新たに再編した市営バス系統で認定申請を行っている。
- 県利便増進計画に記載する長井市営バス運行内容は、上記補助金への申請内容と一致する必要があることから、R5.10月付けの路線再編内容を県利便増進計画へ反映させるもの。

3 路線再編概要

- 今回再編に関する内容は次のとおり。
 - ・再編対象：路線の効率化及び利便性の確保に伴う長井市営バス全路線（全系統）
 - ・対象路線：長井市営バス「全路線（全系統）」
 - ・事業内容：全路線（全系統）の効率化・利便性の向上を図る再編
 - ・路線数：11路線（再編前14）
 - ・実施主体：長井市（運行主体：長井地区ハイヤー・交通協議会※）
※構成事業者：長井交通（株）、（株）白鷹タクシー、（株）中央タクシー
 - ・収支効果（想定）：平均収支率5.3%（再編前5.2%）
 - ・再編のポイント
 - 1 多機能型図書館・屋内遊戯施設「くるんと」（R5.9月開館予定）へアクセスしやすい路線への再編
 - 2 冬期間利用時に定員超過しない路線への再編
 - 3 まちなかと郊外の移動ニーズに対応するための再編
 - 4 置賜総合病院へのアクセス向上のための再編

R5.9.30まで

系統番号	国庫補助 識別番号	系統名	車両名	運行回数 ※往復=1	半口程 片道 ※0.5 回
1	1	勸進代（白兔）・置賜総合病院線（3.0）	西根	3.0	26.0
2	1	勸進代（白兔）・置賜総合病院線（0.5）	西根	0.5	27.0
3	2	勸進代（白兔）・置賜総合病院線（短縮）（0.5）	西根	0.5	8.8
4	3	白兔（里巻）・中央・平線（2.0）	致芳	2.0	24.4
5	3	白兔（里巻）・中央・平線（1.5）	致芳	1.5	25.8
6	4	白兔（里巻）・中央・平線（短縮）（0.5）	致芳	0.5	12.9
7	5	九野木・中央・平山線（2.0）	平野	2.0	25.7
8	5	九野木・中央・平山線（1.5）	平野	1.5	26.7
9	6	九野木・中央・平山線（短縮）（0.5）	平野	0.5	12.9
10	7	伊佐沢・中央線（3.5）	伊佐沢	3.5	21.8
11	7	伊佐沢・中央線（0.5）	伊佐沢	0.5	25.0
12	8	伊佐沢・中央線（短縮）（0.5）	伊佐沢	0.5	3.7
13	非該当	置賜総合病院・豊田・中央線	豊田	4.5	17.4
14	非該当	中央・置賜総合病院線	豊田	3.0	6.1

R5.10.1から

系統番号	国庫補助 識別番号	系統名	車両名	運行回数 ※往復=1	半口程 片道 ※0.5 回
1	1	里巻・中央線	西根	3.0	21.7
2	2	里巻・中央・置賜総合病院線	西根	0.5	28.5
		削除			
3	3	桐部・白兔・中央線（3.0）	致芳	3.0	21.7
4	3	桐部・白兔・中央線（0.5）	致芳	0.5	20.9
		削除			
5	4	九野木・中央・平山線（2.0）	平野	2.0	25.1
6	4	九野木・中央・平山線（1.5）	平野	1.5	26.1
		削除			
7	5	伊佐沢・中央線（3.5）	伊佐沢	3.5	22.7
8	6	中央・伊佐沢・置賜総合病院線	伊佐沢	0.5	20.1
		削除			
9	非該当	置賜総合病院・豊田・中央線	豊田	3.5	15.8
10	非該当	中央・置賜総合病院線	豊田	7.0	10.0
11	非該当	中央・置賜総合病院線（短縮）	豊田	2.0	6.0

4 「地域公共交通利便増進実施計画」変更の留意点

○県利便増進計画の変更にあたり、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律において、変更する内容についてあらかじめ関係者の同意等を得る必要がある。

①地域公共交通利便増進実施計画を策定・変更しようとするときには、あらかじめ①「地域公共交通利便増進事業を実施しようとする者」と②「地域公共交通利便増進事業に係ると地方公共団体が認めた者」の同意が必要（法27条の16③）。

⇒①は長井市となるが、計画策定者のため同意の必要なし

⇒②は国通知により乗合事業者からの同意で足りるとの扱いであり、長井市内は、生活交通路線での乗合事業がないため当該同意の対象はなし

②事業内容に関係を有する公共交通事業者や道路管理者、公安委員会など必要な関係者に対して、意見聴取を行うことが必要（法27条の16④）。

⇒道路管理者（国道、県道、市道）、公安委員会への意見聴取は令和5年6月の長井市地域公共交通会議で意見聴取を行った内容から変更ないため、改めて意見聴取の必要なし

○地域公共交通利便増進実施計画を変更したときは、計画の区域、期間、事業内容等の概要を地方公共団体の広報やホームページへの掲載等により、公表が必要となるため、資料7-2に加え、資料7-3の概要資料を県ホームページ上で公開する。